

## 日本旅行健康保険組合 体育奨励事業補助金支給規程

### (目的)

- 第 1 条 日本旅行健康保険組合（以下「組合」という。）被保険者及び被扶養者を対象とした、健康の保持・増進を目的として行なう体育奨励の行事に対して、その費用の一部を補助することを目的とする。
2. 補助金の支給に関しては、この規程の定めるところによる。

### (事業の範囲)

- 第 2 条 被保険者を対象として実施する体育奨励関係の行事で「健康保険組合事業運営基準」（昭和 35 年 1 月 7 日保発第 70 号）により指示された事業に合致する行事とする。
2. 補助対象事業は別表に定めたものとする。

### (補助金の額)

- 第 3 条 補助金の額は、行事の種別ならびに補助を受けるものごとに、その 1 人当り費用について、別表に定める額を限度として実費補助を行なう。

### (事前届出)

- 第 4 条 20 名以上の被保険者の参加が見込まれる行事の実施にあたっては、事業所の実施責任者（以下「実施責任者」という。）は、必ず「体育奨励事業実施計画書」（様式第 1 号）に所要事項を記入し、実施予定日の 7 日前までに組合に提出しなければならない。

### (変更・中止等)

- 第 5 条 実施計画書を提出後、天候その他やむを得ない事由により、実施内容・参加人数・実施月日変更または中止する場合は、直ちにその旨を文書をもって組合に通知しなければならない。

### (請求手続)

- 第 6 条 補助金を請求しようとする者または実施責任者は、行事实施後、原則として 1 カ月以内に次の申請書類を組合に提出しなければならない。
- (1) 「体育奨励事業実施報告・補助金交付申請書」（様式第 2 号）
  - (2) 所要経費の証拠書類（領収書等）
  - (3) 費用明細書（費用内訳記入の請求書でも可）
  - (4) 参加者名簿（様式第 3 号）

(補助金の不支給)

第 7 条 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付は行なわない。

- (1) 補助金の申請について、不正・不当なものがあるとき。
  - (2) 遊園地等で規程第 1 条の目的以外の施設の利用が主となっているも
2. 交付後に判明したときは、交付した補助金相当額を返還させることができる。

(申請期限)

第 8 条 「体育奨励事業実施報告・補助金交付申請書」の提出は、当該年度の最終月については、3月20日までとする。

(その他)

第 9 条 この規程に定めのない事項については、その都度理事会で定める。

#### 付 則

1. この規程は、昭和 57 年 11 月 1 日から施行する。
2. 平成元年 4 月 1 日 一部改正 (第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条)
  - ・支給範囲の家族への拡大
  - ・手続きの簡素化 様式第 1～3 号の改正
3. 平成 2 年 4 月 1 日 一部改正 (第 7 条、第 3 条別表 3, 4)
  - ・補助金の増額
  - ・様式第 2 号の改正
4. 平成 4 年 4 月 1 日 一部改正 (第 3 条別表 3、第 4 条、第 6 条)
  - ・補助金算出方の変更
  - ・様式第 1 号、第 2 号の改正
5. 平成 5 年 4 月 1 日 一部改正 (第 3 条別表 3、4、第 6 条)
  - ・補助金の増額 ・申請書類の追加 (費用明細書)
  - ・様式第 2 号の改正
6. 平成 16 年 10 月 1 日 一部改正 (第 1 条、第 3 条、第 6 条、別表 3)
  - ・補助金割合の変更
  - ・参加者名簿の全員提出
  - ・別表・補助対象より、宿泊費、食事代、飲料代を廃止
  - ・様式第 3 号の改正
7. 平成 26 年 4 月 1 日 一部改正 (第 3 条、別表 3)
  - ・1 人当り総費用の 2 分の 1 以内の縛りの削除

## 別 表

### 1. 補助対象とする体育奨励事業の範囲

被保険者の多数が参加できる次に掲げるスポーツおよびレクリエーションであって、事業所単位または家族・グループ単位で実施するもの。

なお、ゴルフ関連行事を補助対象とすることは、現段階ではなお時期尚早とのことでありますので除外します。

- (1) ソフトボール、軟式野球、テニス、卓球、バトミントン、バレーボール、登山、水泳、スキー、スケート、およびその他体力増進に役立つスポーツ
- (2) オリエンテーリング、フィールドアスレチック、ボウリング、ハイキング、サイクリング、体力テスト、キャンプ、魚釣り、海水浴およびその他体力増進に役立つレクリエーション

### 2. 補助対象とする経費の範囲

次に例示する経費であって、領収書（原則として原本）が添えられるもの。

- (1) 施設利用料
  - ア. 競技場、体育館、運動場、プール等の使用料。
  - イ. 海の家、山の家、バンガロー等の使用料、休憩料。
  - ウ. レーンの予約料、使用料等。リフトの利用料。
- (2) 器具、用具等使用料
  - ア. 運動器具、貸靴、貸スキー、貸スケート、貸自転車、貸テント等の使用料
  - イ. 貸釣り舟、貸ボート等の代金
- (3) 一般公募される各種スポーツ大会への参加料。

### 3. 補助金の額

- (1) 被保険者1人当たりの補助金の額は、第1項の各号に掲げるスポーツおよびレクリエーション1回ごとに、所要経費を参加被保険者数で除して得た額とし、3,000円を限度とする。  
また、10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- (2) ただし、被保険者および被扶養者以外の第3者の人数が、総参加人員の2割を超える行事で、被保険者数単位（被扶養者が参加の場合は、その家族単位）の費用明細が不明の場合は、所要経費を総参加人員で除することとする。
- (3) また、小児の多い行事や特殊な行事等で、1人当たり負担額の妥当な算出方が困難な場合は、組合において支給額を決定する。

#### 4. 補助限度額

被保険者1人当たりの補助金は、被扶養者分を含め、1年度3,000円を限度とする。

したがって、同一人が年間2回以上第1項各号に掲げるスポーツおよびレクリエーションに参加することはさしつかえないが、その被保険者に対する補助額は、合算して3,000円を超えてはならないこと。

様式第3号

# 体育奨励事業 参加者名簿

補助対象者名  
は全員記入

(※当日の不参加者は抹消して下さい)(被扶養者分は氏名及び番号欄へ家族と記入)

氏名	氏名	氏名
記号 - 番号	記号 - 番号	記号 - 番号
1.	1 1.	2 1.
—	—	—
2.	1 2.	2 2.
—	—	—
3.	1 3.	2 3.
—	—	—
4.	1 4.	2 4.
—	—	—
5.	1 5.	2 5.
—	—	—
6.	1 6.	2 6.
—	—	—
7.	1 7.	2 7.
—	—	—
8.	1 8.	2 8.
—	—	—
9.	1 9.	2 9.
—	—	—
1 0.	2 0.	3 0.
—	—	—

注：記号・番号は健康保険被保険者証の記号・番号を記入してください。

平成\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日 実施の \_\_\_\_\_  
に、上記のとおり \_\_\_\_\_名 参加しました。